

令和 8 年度森林再生事業間伐業務委託登録事業者募集要領

1 目的

この要領は、森林所有者と東京都（以下「都」とします。）が協定を締結して間伐を行う森林再生事業について、都と青梅市（以下「市」とします。）の間に締結した「令和 7 年度東京都森林再生事業の推進に係る委託（青梅市）」にかかる契約書（以下「都契約書」とします。）にもとづき、市が間伐の実施にかかる業務（以下「業務」とします。）を委託する事業者を登録するに当たり、登録を希望する事業者を公募することについて、必要な事項を定めることを目的とします。

2 森林再生事業の概要

森林再生事業は、森林所有者と都が協定を締結し、荒廃が進んでいるスギおよびヒノキの人工林に対して健全な森林への再生を推進するため、間伐を実施するものです。

3 業務の実施

(1) 事業者の登録等

間伐の実施に当たって、あらかじめ業務を委託する事業者を登録し、登録された事業者（以下「登録事業者」とします。）のうちから、森林所有者が業務を実施する事業者（以下「実施事業者」とします。）を選択し、市が登録事業者に業務の実施を依頼します。

(2) 実施地域

実施地域は、都契約書にもとづき都が指定する市内の間伐実施予定地のうち、市が指示する地域とします。

(3) 実施予定面積

5 8 ヘクタール

(4) 業務内容

業務内容の詳細は、別紙「森林再生事業間伐業務委託仕様書」のとおりです。

4 契約の締結

市と登録事業者の間で業務委託契約（単価契約）を締結します。

(1) 契約金額

契約金額は、別表の単価表にもとづき算定した額とします。

基本単価に森林所有者ごとの森林面積を乗じ、入山地点から作業現場までの距離、対象森林の樹木の植生の密度、傾斜等による補正を行い、算定した額とします。

(2) 実施地域全体の発注限度額

51,458,000円

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

5 応募資格

登録事業者に応募することができる者は、次の要件を全て満たすものとします。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 都が実施する多摩の森林再生事業において、間伐業務委託の受託実績がある者または協力事業体や作業班として間伐業務の作業経験がある者（同一事業者内の他の事業所において実績がある者を含む。）

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により計画の認定を受けた者

ウ 対象森林に対して、森林の施業や管理を委託されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生または再生手続が開始されている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者ならびに青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）第3項の規定による別表に掲げる措置要件に該当する者

エ 法人にあっては法人住民税ならびに法人市町村民税（東京都 23 区内に事務所を有している法人を除く。）、固定資産税および都市計画税に、個人事業者にあっては市区町村民税、固定資産税および都市計画税に未納（納期限が到来していないものを除く。）がある者

6 募集要領、申請書等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から随時（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(2) 配布方法

青梅市ホームページからのダウンロードまたは(3)の配布場所での配布

(3) 配布場所

青梅市役所 3 階地域経済部農林水産課

(4) 配布時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

(5) その他

郵送またはファクシミリによる配布は行いません。

7 申請方法

(1) 申請期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から随時（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

(3) 申請場所

青梅市役所 3 階地域経済部農林水産課窓口まで持参してください。

なお、郵送、ファクシミリまたは電子メールによる申請は不可とします。

(4) 提出書類

ア 青梅市森林再生事業間伐業務委託事業者登録申請書（様式第1号）

イ 応募資格の要件を証明するもの（都の事業実績、対象森林の管理委託契約書など）

ウ 定款、規約またはこれに類するもの

エ 役員名簿

オ 団体の決算書等の書類（決算書または収支報告書、貸借対照表および損益計算書）

カ 市町村税納税証明書（申請日の属する年度の前年度のもの）

キ 応募資格に関する誓約書（様式第2号）

ク ただし、前年度に引き続き登録を希望する登録事業者については、イの提出を省略し、またウおよびエの記載内容に変更がない場合は当該ウまたはエの提出を省略することができます。

ケ 申請者が東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス入札参加資格者、東京都競争入札参加資格者名簿または電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」に登録されている場合は、当該システムおよび名簿による確認をもって前項ウ、エ、オ、カの規定による確認に代えることができます。

(5) 提出部数

各1部

8 書類審査

審査は、前記5に定める応募資格を満たしているかについて書類審査により実施します。

9 通知

審査の結果は、書面で通知します。

10 登録

市は、応募資格を満たす事業者を登録事業者として登録します。

また、登録後に森林再生事業間伐業務登録事業者一覧（様式第5号）を整備します。

なお、実施事業者は、森林所有者の意向を考慮して決定するた

め、登録は業務の実施を保証するものではありません。

11 スケジュール

令和 8 年 8 月	3 日（月）～	募集要領等の配布
8 月	3 日（月）～	申請受付
8 月	上旬～	書類審査
8 月	中旬～	森林所有者意向調査
9 月	1 日（火）～	委託契約書の締結
		業務開始予定

12 留意事項

- (1) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (3) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (4) 申請書類提出後に辞退する場合は、その旨を必ず書面にて届け出てください（様式は任意）。
- (5) 申請書類は、青梅市情報公開条例（平成 9 年条例第 29 号）の規定により公開対象となります。
- (6) 審査結果についての異議の申立ては認められません。
- (7) その他次の要件に該当したときは、審査の対象から除外するものとします。
 - ア 審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
 - イ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
 - ウ 応募要領に違反または著しく逸脱したとき。
 - エ その他不正な行為があったとき。

13 根拠法令

次に掲げる関連法令等の内容を必ず確認し、遵守してください。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法規
- (2) 青梅市情報公開条例および同条例施行規則（平成 10 年規則第 4 号）
- (3) 青梅市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 30 号）および同条例施行規則（平成 10 年規則第 5 号）

14 問合せ

青梅市地域経済部農林水産課林務水産係

青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号0428-22-1111（内線2348）

電子メールアドレス div2060@city.ome.lg.jp